

開発行為等における調整池施設設置基準

(令和5年3月27日 仙台市建設局下水道建設部長決裁)

1. 目的

本基準は、開発行為等により本市下水道に管理引継ぎを行う調整池について、適切な貯留能力の確保及び、維持管理を行うことができるよう、計画設計に係る基本事項を定めるものである。

2. 適用範囲

本基準は、都市計画法第32条（公共施設の管理者の同意等）に基づく開発行為の協議及び、土地区画整理法第106条（土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理）の規定により本市下水道に管理引継ぎされる調整池に適用する。

3. 調整池施設の構造基準

(1) 構造形式

調整池の構造については、堀込み式及びダム式（堤高15m未満）としなければならない。ただし、土地利用計画の都合や経済的な理由を除き、これにより難しい場合の構造については、協議により可否を判断する。

(2) 流入施設

開発地内から調整池へ流入する管きよ（以下、「流入管」という。）について、下記の規定によらなければならない。

(流入管底高)

ア 流入管底高については、開発地内の管路施設が調整池水位の影響を受けないよう、原則として、計画降雨で設定した調整池H.W.L以上としなければならない。

(騒音対策)

イ 民家が近接する場合は、必要に応じて、調整池へ流入する際の水音に対して、騒音対策を講じなければならない。

(3) 調整池底部

調整池底部については、下記の規定によらなければならない。

(底部の構造)

ア 調整池底部については、コンクリート構造（路盤厚20cm(RC-40)、コンクリート版厚20cm以上）とし、地下水による浮力の影響等を考慮し設計しなければならない。

(地下水位の設定)

イ 地下水位については、原則として、観測井戸により出水期（6月～10月）における水位観測を行い、最も高い水位により設定しなければならない。また、周囲に水田等がある場合にはその水位についても留意する。

(滞水対策)

ウ 調整池底部については、排水や維持管理性を考慮して次に示すとおりとする。
(ア) 調整池底部への滞水頻度の減少、排水を速やかにするため導水路等を設けなければならない。
(イ) 縦断（導水路）勾配の設定については、原則として2.0%以上とする。
(ウ) 横断勾配の設定については、導水路へ向かって勾配を10.0%以上とする。
(エ) ポンプ排水方式になる場合、晴天時、調整池に滞水する面積を極力小さくなるよう検討しなければならない。

(4) 放流施設

放流塔、オリフィス、放流管（以下、「放流施設」という。）については、計画放流量を適切に処理できるよう、下記の規定によらなければならない。

(排水方式)

ア 排水方式は、操作を必要としない自然流下方式を標準とする。ただし、放流先水路の水位関係により自然流下方式が困難な場合は、ポンプ排水方式とする。

(スクリーン)

イ 自然流下方式については、必要に応じて、オリフィス手前にスクリーンを設けることとする。

ウ ポンプ排水方式については、ポンプ室手前にスクリーンを設けなければならない。

エ スクリーンを設置する場合、放流塔天端からスクリーンの清掃及び点検ができる構造を基本とする。

(転落防止対策)

オ 放流塔天端には、転落防止柵を設置しなければならない。高さは地面から 1.1m を標準とする。

(ポンプ施設)

カ ポンプ排水方式になる場合、ポンプ吊り上げ架台を設置しなければならない。

キ ポンプ排水方式になる場合、小降雨時にポンプが稼働しないよう検討しなければならない。

(5) 調整池側壁

調整池については、水抜孔を設ける等により地下水を流入させてはならない。

4. 調整池付帯施設

(1) 管理用通路

管理用通路については、下記の規定によらなければならない。

(有効幅員)

ア 調整池出入口から放流施設及び、調整池底部へ向かう管理用通路については、それぞれの施設における清掃方法等を考慮し適切に設定しなければならない。

イ 道路に面していない部分については、調整池上部から調整池を点検できるよう管理用通路を設置することとし、有効幅員を 0.75m 以上確保しなければならない。

(防護柵)

ウ 管理用通路の池側については、防護柵（ガードレール等）を設置しなければならない。

(舗装)

エ 管理用通路はアスファルト舗装または、コンクリート舗装としなければならない。舗装構成については、標準として、下表のとおりとする。

表 管理用通路の舗装構成

舗装種別	表層 (cm)	下層路盤 (cm)	備考
アスファルト舗装 (密粒度アスコン 13F)	5	20 (RC-40)	アスファルトは 再生材でも可
コンクリート舗装	15 (溶接金網 ^{※2})	15 (RC-40)	大型車両 ^{※1} 通行 見込まない
	20 (溶接金網 ^{※2})	20 (RC-40)	大型車両 ^{※1} 通行 見込む

※1 車両重量 5t 以上 10t 未満

※2 鉄線径 6mm, 網目寸法 150mm

オ 斜路にはグルーピング等により滑り止め加工を施さなければならない。

(2) 調整池用地

調整池用地については、下水道管理者に帰属することを基本とし、下記の規定によらなければならない。

(進入防止対策)

- ア 調整池用地については、他者の進入を防止するため、メッシュフェンスを設置しなければならない。
- イ 路面からメッシュフェンス上端までの高さについては、1.8mを標準とする。
- ウ メッシュフェンスの材料については、耐食性に優れた材料を用いなければならない。
- エ メッシュフェンスの色彩については、標準として、国土交通省による「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」で推奨する基本色とする。

(出入口)

- オ 出入口の位置については、放流施設付近で清掃や点検等の維持管理が多くなることから、放流施設付近への設置が望ましい。
- カ 門扉については、スライド式または両開き（内開き）とし、幅4.0m以上としなければならない。また、内開きの門扉を設置する場合、管理用通路への車両の進入に支障がないようにしなければならない。

(防草対策)

- キ 調整池用地（調整池施設含む）については、原則として、コンクリートで被覆する等により防草対策を行わなければならない。コンクリートで被覆する場合は標準として、砕石厚を10cm、コンクリート厚を10cm（溶接金網 鉄線径6mm、網目寸法150mm）とする。

5. 耐震設計

調整池施設の耐震設計については、レベル1、レベル2地震動により照査しなければならない。

6. 調整池容量の算出

調整池容量の算出については、「開発行為事前協議（下水道施設）申請の手引き（仙台市建設局）」によることとする。